

# 盛岡市分煙施設整備費補助金 申請の手引き

|     |            |
|-----|------------|
| 作成者 | 商工労働部経済企画課 |
| 作成日 | 令和8年4月1日   |



# － もくじ －

## ■ 1 はじめに

|           |    |
|-----------|----|
| (1) 事業の目的 | P1 |
| (2) 事業の概要 | P1 |

## ■ 2 補助の要件

|                 |    |
|-----------------|----|
| (1) 対象者         | P2 |
| (2) 対象区域        | P3 |
| (3) 補助対象となる分煙施設 | P4 |
| (4) 補助対象経費      | P5 |
| (5) 管理運営上の要件    | P6 |

## ■ 3 申請手続き

|                           |    |
|---------------------------|----|
| 事前申込 ≫ 交付申請 ≫ 完了報告 ≫ 交付請求 | P8 |
|---------------------------|----|

## ■ 4 Q&A

|                   |     |
|-------------------|-----|
| (1) 制度の目的・基本的な考え方 | P14 |
| (2) 共通事項          | P14 |
| (3) 設置場所に関すること    | P15 |
| (4) 対象経費に関すること    | P15 |
| (5) 交付要件に関すること    | P16 |
| (6) 申請手続きに関すること   | P16 |
| (7) 運用・維持管理に関すること | P17 |

## ■ 5 関連様式

|                                |     |
|--------------------------------|-----|
| 事務取扱要領に定める要領様式、補助金交付指針に定める共通様式 | P19 |
|--------------------------------|-----|

# 1 はじめに

## (1) 事業の目的

民間事業者等が設置する屋外分煙施設の整備費用の一部を補助することで、たばこを吸う方と吸わない方が互いに尊重し合い、誰もが安心して、健康で快適に過ごすことができる社会環境の実現を図るとともに、魅力ある街づくりや中心市街地の活性化に寄与することを目的とするものです。

## (2) 事業の概要

令和6年4月1日付け総務省自治税務局長通知『地方たばこ税の安定的な確保と望まない受動喫煙対策の推進のための分煙施設の整備促進について』の趣旨を踏まえ、民間事業者等が設置する屋外分煙施設の整備費用の一部を補助するものです。

### 【補助制度の概要】

| 項目       | 内容                                              |
|----------|-------------------------------------------------|
| 対象者      | 対象区域内に住所、居所、事務所又は事業所を有する者                       |
| 対象となる施設  | 開放型屋外分煙施設(パーテーションなど)                            |
| 対象区域     | 「中心市街地活性化つながるまちづくりプラン」に定める中心市街地                 |
| 対象となる経費  | ・屋外分煙施設の設置又は改修に要した経費<br>・灰皿、監視カメラその他機器の購入に要した経費 |
| 補助率・補助上限 | 対象経費の2分の1<br>補助上限 250 万円 / 1件あたり                |

各項目の詳細は、「2 補助の要件(P2～)」をご覧ください。

## 2 補助の要件

### (1) 対象者

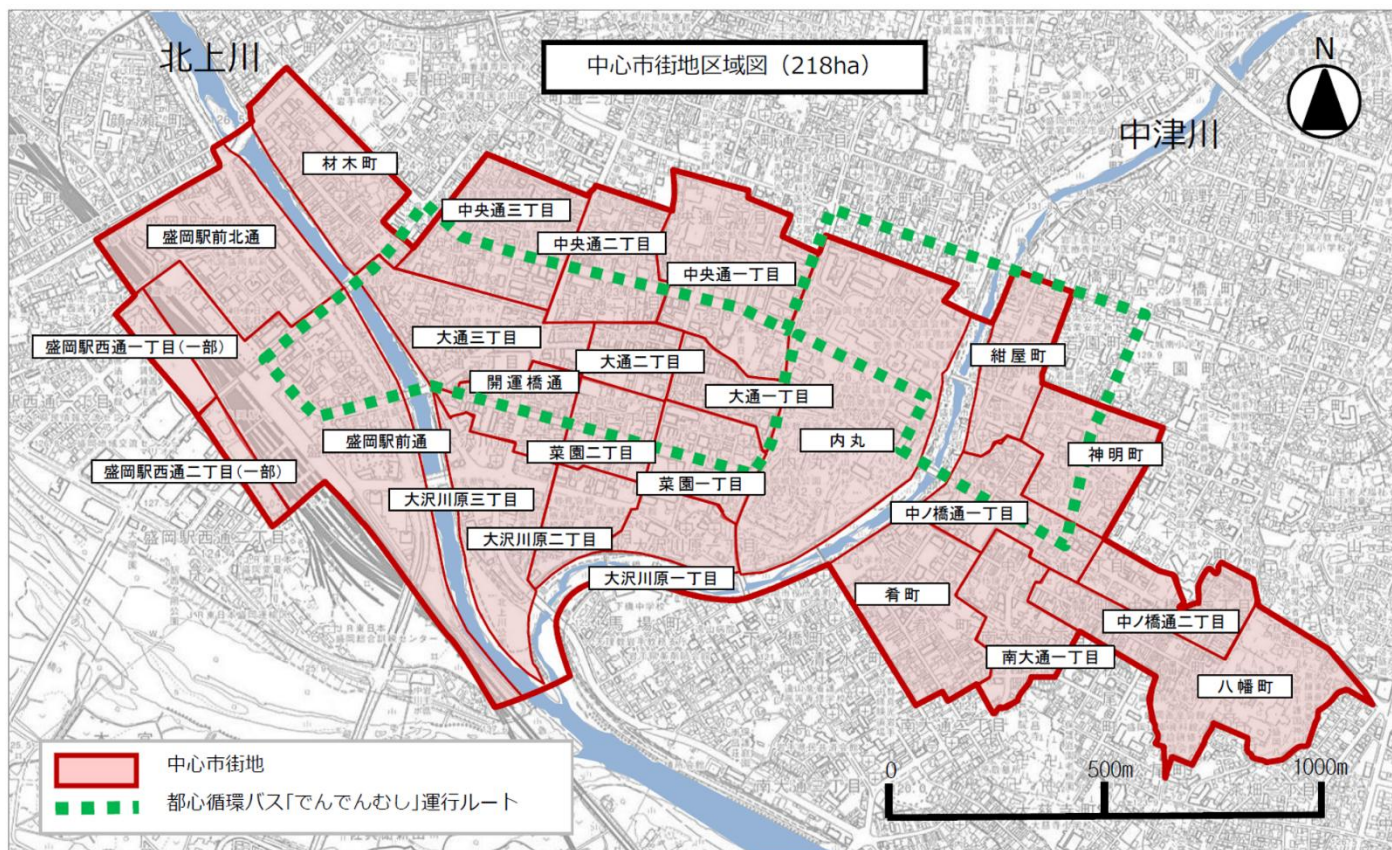
補助金の交付を受けるためには、次に掲げる要件を全て満たす必要があります。

| 要件                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | 市の区域内に住所、居所、事務所又は事業所を有する者(国、独立行政法人、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)で、対象区域内に土地又は建物を所有し、又は使用している者であること。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 市税を滞納していない者であること                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <input checked="" type="checkbox"/> | たばこの製造、卸売又は輸入の事業を営む者でないこと                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがある者、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがある者、破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条の規定による破産手続開始の申立てがある者その他経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| <input checked="" type="checkbox"/> | <p>盛岡市暴力団排除条例(平成 27 年条例第9号)第9条第1項各号に掲げる者でないこと。</p> <div> <p>※ 盛岡市暴力団排除条例（平成27年 3 月25日条例第 9 号）抜粋</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号。以下「法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。</li> <li>2 暴力団員 法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及び暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。</li> <li>3 略</li> </ol> <p>[略]</p> <p>(利益付与処分に関する措置)</p> <p>第 9 条 市長、地方公営企業の管理者、教育委員会（以下「市長等」という。）及び指定管理者は、次に掲げる者（以下「暴力団員等」という。）に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するおそれがある許可その他の処分（前条及び次条第 2 項（同条第 5 項において準用する場合を含む。）に規定する処分並びに法律（これに基づく命令を含む。）、県の条例若しくは規則又は市の他の条例若しくは規則の規定により暴力団排除の措置が講じられている処分を除く。以下「利益付与処分」という。）をしないものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 暴力団員</li> <li>2 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</li> <li>3 法人その他の団体であって、指定暴力団員がその役員となっているもの</li> <li>4 暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するもの（前号に該当するものを除く。）</li> </ol> </div> |

## (2) 対象区域

下図の太線で囲まれた網掛け部分が補助対象区域です。（「第 2 期中心市街地活性化 つながるまちづくりプラン」に定める中心市街地）

下記の優先度項目により点数化し、合計点の高い順に補助対象者及び補欠者の順位を決定してそれぞれ通知します。ただし、合計点が同点となった場合は「A 設置場所」、「B 収容人数」の順に評価が高い施設を優先します。



この地図は、岩手県の承認を得て岩手県所有の盛岡広域都市計画図（1/2,500、1/10,000）を複製したものである。（承認番号）令和 5 年 6 月 13 日岩手県指令都第 8-3 号

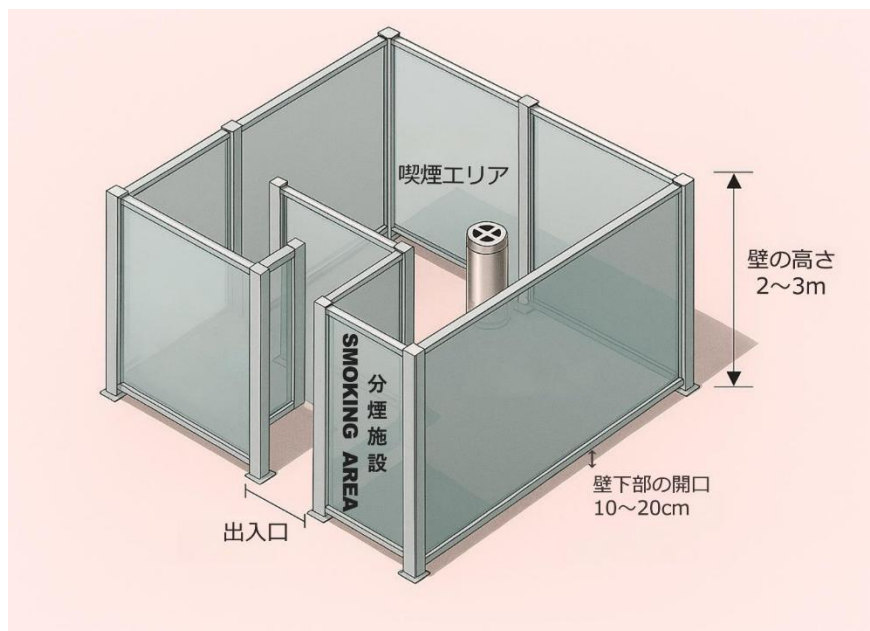
### 【優先度項目】

| 項目     | 内容                                   | 配点 |
|--------|--------------------------------------|----|
| A 設置場所 | ① 盛岡駅前通、開運橋通、大通一・二・三丁目、内丸、中ノ橋通一丁目    | 30 |
|        | ② 盛岡駅西通一・二丁目、中央通一・二丁目、菜園一・二丁目、紺屋町、肴町 | 20 |
|        | ③ ①②以外の区域                            | 10 |
| B 収容人数 | 15 人以上                               | 20 |
|        | 10 人以上 14 人以下                        | 15 |
|        | 5 人以上 9 人以下                          | 10 |
|        | 5 人以下                                | 5  |
| C 利用環境 | ① 道路等の公共の場所から直接出入可能であること             | 10 |
|        | ② ①以外の場所                             | 5  |

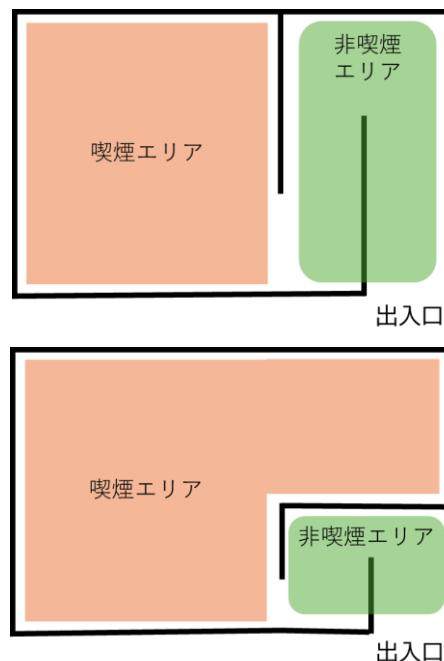
### (3) 補助対象となる分煙施設

厚生労働省が定める「屋外分煙施設の技術的留意事項」(平成 30 年 11 月 9 日付健発 1109 第6号厚生労働省健康局長通知)の具体例に沿って整備された開放型屋外分煙施設(パーティションなどの壁で囲まれ、かつ天井が開放されたもの。)のみが補助の対象となります。

#### ▼開放型屋外分煙施設(例)



#### ▼内部の構造(例)



#### ■厚生労働省が示す技術的留意事項

- ☐ 壁の高さが一定程度(2~3メートル程度)確保されていること。
- ☐ 四方の壁の下部に、給気用の隙間(10~20センチメートル程度)を設けること。
- ☐ 煙の流出を防止するため、出入口には必ず1回以上のクランクを設けること(2回以上が望ましい)。

#### ■設置場所の周辺施設にも配慮が必要です

- ☐ 受動喫煙による健康影響が特に大きいとされる者が主たる利用者である施設(病院、学校、児童福祉施設など)に隣接する又はたばこの煙が流入する可能性がある場合でないことを確認すること。
- ☐ 分煙施設であることが通行人から分かりやすく、かつ歩行者の動線から離れた場所に設置すること。
- ☐ マンション等の近くに設置した場合、たばこの煙が立ち上り、受動喫煙を生じさせるおそれがあるため、構造や設置位置について特に配慮すること。

#### ■誰もが安全に利用できる施設にするために

- ☐ 健康増進法、建築基準法、消防法等の関係法令を遵守すること。
- ☐ 防犯対策の観点から、分煙施設内の様子が外部から確認できる素材を用いること。  
(防犯カメラや照明等の備品購入に要する経費も補助対象となるため、積極的に活用すること。)
- ☐ バリアフリー及びユニバーサルデザインの考え方を積極的に取り入れること。

#### (4) 補助対象経費

補助対象となるのは、開放型屋外分煙施設の設置又は改修に要する経費のうち、要綱で定める要件を満たすために真に必要な範囲に限られます。下記に示した対象経費であっても、極端に高価であるなど、事業の目的に直接資するものではないと判断される場合は、補助対象経費とならない場合があります。詳しくは、厚生労働省「受動喫煙防止対策助成金の手引き」を参考としてください。



##### 認められるもの

- ☐ 建築工事(本体工事費及び付帯工事費含む)、電気工事、配管工事等に係る人件費、材料費、運搬費、管理費、設計費(分煙施設の性能に直接寄与するもの。設計監理料含む)
- ☐ 喫煙区域と非喫煙区域を隔てるためのパーティション、ドア、エアカーテン等
- ☐ 照明機器、防犯カメラ、人感センサー、灰皿、空調機器等の備品
- ☐ 消防法等の他法令で設置が義務づけられている機械装置
- ☐ 建築基準法、消防法等の他法令で義務づけられている手続きに係る費用(手数料を含む)



##### 認められないもの

- ☐ デザイン料(分煙施設の外観や内装など、性能に直接寄与しない部分)
- ☐ 補助金の申請書作成や見積書作成のための費用(事前調査費用含む)
- ☐ 申請の代行のための費用(例:社会保険労務士への報酬)
- ☐ 消耗品(機械装置等の購入時に付属している物は除く)
- ☐ 映像機器、音響機器、美術品、観葉植物、棚、机、椅子(固定式も助成対象外)
- ☐ 土地、建物の取得または賃貸借に係る費用



##### 特別に必要と認められる場合に限り、補助対象と認められるもの

- ☐ 増設費用(分煙施設の設置のために建物の増設が必要な場合に限る。)
- ☐ 既存施設の解体、移設に係る経費
- ☐ 要件確認のための測定の費用

## (5) 管理運営上の要件

「(3) 補助対象となる分煙施設」に示すもののほか、次の要件を遵守してください

|                   |                                                                          |
|-------------------|--------------------------------------------------------------------------|
| 20 歳未満の者は<br>立入禁止 | 20 歳未満の者の立入禁止を徹底すること。(20 歳未満の者には、従業員や清掃員も含まれます。)                         |
| 一般開放・無料利用         | 一般に開放され、誰でも無料で利用できるようにすること。                                              |
| 利用案内の掲示           | 誰でも無料で利用できる場所であること及び注意事項等を明示した標識を、分煙施設の外側と内側に必ず掲示すること。【P7の標識例を参照】        |
| 運用時間              | 概ね週 5 日以上かつ 40 時間以上運用すること。                                               |
| 運用期間              | 供用開始から継続して 5 年間は運用すること。5 年以内に廃止する場合は、運用期間に応じて補助金の一部を返還していただく場合があります。     |
| 適切な管理             | 定期的に清掃を行うなど、清潔な環境を保つこと。また、清掃員への受動喫煙を防止する観点から、清掃中は喫煙できないようにするなどの対策を講じること。 |
| 公序良俗に<br>反しないこと   | 店舗の利用案内等の広告は可能ですが、一般に広く開放されるものであるため、公序良俗に反するような行為はしないようにしてください。          |
| 地域への周知            | 分煙施設の設置・運用について、設置場所に隣接する建物の住居者、事業者、町内会等へ事前に周知し、理解を得るように努めてください。          |
| 苦情等への対応           | 設置した分煙施設内で発生した事故や事件、苦情等については、設置者又は管理権限を有する者が責任をもって対応するようにしてください。         |
| 事業者名等公表<br>への同意   | 盛岡市公式ホームページに分煙施設マップ等を掲載させていただきます。                                        |
| 市への協力             | 市が実施する受動喫煙対策、禁煙支援事業などについて、ポスター掲示による周知へのご協力をお願いします。                       |



公共利用 PUBRIC SPACE

# 分煙施設 SMOKING AREA



20歳未満の方は立ち入れません。  
加熱式タバコも喫煙が可能です。

管理者名

## 分煙施設の利用について

この施設は、健康増進法の趣旨である、望まない受動喫煙が生じないように、受動喫煙を防止するために設置した分煙のための施設で、どなたでも利用できます。

受動喫煙防止のため、必ず、以下のことを守って使用してください。

- 喫煙のために使用してください。
- 施設内では会話や飲食等を控えていただくようお願いします。
- 分煙施設の周囲では喫煙しないでください。
- **20歳未満の方は施設内立ち入り禁止**です。  
(子どもを連れての立ち入りも禁止です。)
- 清掃中は使用しないでください。



この施設の管理は (会社名・電話番号) です。

この施設は盛岡市の分煙施設整備費補助金を受けて設置しています。

### 3 申請手続き

#### 【手続き全体の流れ】

| 手順 | やること                   | 詳細  |
|----|------------------------|-----|
| 1  | 事前申込                   | P9  |
| 2  | 補助対象者の決定               | P9  |
| 3  | 交付申請(本申込)              | P10 |
| 4  | 交付決定                   | P10 |
| 5  | 事業着手(分煙施設の設置・改修)       | P11 |
| 6  | 完了報告(工事の実績報告)          | P11 |
| 7  | 補助金額の確定                | P13 |
| 8  | 補助金の交付請求               | P13 |
| 9  | 補助金の交付                 | P13 |
| ※  | 事業を中止、廃止または分煙施設を処分する場合 | P13 |

#### 【お問い合わせ先】

##### ■補助制度、申請手続き等に関すること

📍 商工労働部 経済企画課(〒020-8531 盛岡市若園町 2-18)

☎ 019-613-8389

✉ [keizai@city.morioka.iwate.jp](mailto:keizai@city.morioka.iwate.jp)

##### ■分煙施設の技術的要件、喫煙時のルールに関すること(健康増進法所管)

📍 盛岡市保健所 健康増進課(〒020-0884 盛岡市神明町 3-29)

☎ 019-603-8305

✉ [kenkozousin@city.morioka.iwate.jp](mailto:kenkozousin@city.morioka.iwate.jp)

## (1) 事前申込

「盛岡市分煙施設整備費補助金交付要綱」および「申請の手引き」をお読みいただいたうえで、事前申込を行ってください。

|      |                                                                                                              |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 提出書類 | <input type="checkbox"/> 盛岡市分煙施設整備費等補助金 事前申込書【様式第1号(要領)】<br><input type="checkbox"/> 分煙施設の設置予定場所が分かる書類【任意様式】 |
| 提出先  | 📍 商工労働部 経済企画課(〒020-8531 盛岡市若園町 2-18)<br>☎ 019-613-8389                                                       |
| 提出方法 | 窓口または郵送                                                                                                      |
| 提出期限 | 別に定める日まで(準備が整い次第、市 HP 等でお知らせします)                                                                             |

## (2) 補助対象者の決定

提出された事前申込書の内容を審査のうえ、下記の優先度項目により点数化し、合計点の高い順に補助対象者及び補欠者の順位を決定して「盛岡市分煙施設整備費補助金対象者決定通知書(様式第2号)」または「盛岡市分煙施設整備費補助金補欠決定通知書(様式第3号)」により結果を通知します。なお、合計点が同点となった場合は「A 設置場所」、「B 収容人数」の順に評価が高い施設を優先します。

### 【優先度項目】

| 項目     | 内容                                   | 配点 |
|--------|--------------------------------------|----|
| A 設置場所 | ① 盛岡駅前通、開運橋通、大通一・二・三丁目、内丸、中ノ橋通一丁目    | 30 |
|        | ② 盛岡駅西通一・二丁目、中央通一・二丁目、菜園一・二丁目、紺屋町、肴町 | 20 |
|        | ③ ①②以外の区域                            | 10 |
| B 収容人数 | 15人以上                                | 20 |
|        | 10人以上14人以下                           | 15 |
|        | 5人以上9人以下                             | 10 |
|        | 5人以下                                 | 5  |
| C 利用環境 | ① 道路等の公共の場所から直接出入可能であること             | 10 |
|        | ② ①以外の場所                             | 5  |

### (3) 交付申請(本申込)

「盛岡市分煙施設整備費補助金対象者決定通知書(様式第2号)」の受領後、**工事に着手する前に**

**交付申請**を行ってください。

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 提出書類 | <input type="checkbox"/> 補助金交付申請書【様式第1号】<br><input type="checkbox"/> 事業計画書【様式第2号】<br><input type="checkbox"/> 収支予算書【様式第3号】<br><input type="checkbox"/> 分煙施設を設置する土地又は建物の所有者又は使用者であることを証する書類(登記事項証明書、賃貸借契約書等)の写し<br><input type="checkbox"/> 分煙施設を設置する土地又は建物の所有者の工事着手同意書(補助対象者が土地又は建物の使用者である場合に限る。)【任意様式】<br><input type="checkbox"/> 分煙施設を設置する場所の周辺の地図<br><input type="checkbox"/> 分煙施設の工事内容が分かる図面(配置図、平面図及び立面図)及び当該分煙施設の設置又は改修の内容が確認できる仕様書の写し<br><input type="checkbox"/> 経費の見積書の写し<br><input type="checkbox"/> 誓約書【様式第4号(要領)】<br><input type="checkbox"/> 暴力団の排除に関する誓約書【様式第5-1号(要領)、5-2号(要領)】<br><input type="checkbox"/> 消費税相当額の取り扱い確認書(交付申請時点) |
| 提出先  | ☎ 商工労働部 経済企画課(〒020-8531 盛岡市若園町 2-18)<br>☎ 019-613-8389                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| 提出方法 | 窓口または郵送                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 提出期限 | <b>工事に着手しようとする日の30日前または当該年度の12月26日までのいずれか早い日まで</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |

#### 補助金に係る消費税及び地方消費税の取扱いについて

補助金の交付額の算定に当たり、補助対象経費に消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といいます。)が含まれる場合、申請者が課税事業者であるかを書面で確認のうえ、課税事業者である場合には、消費税等仕入控除税額を除いた額を補助対象経費として補助金の交付額を算定します。

工事後の完了報告までに消費税等仕入控除税額が明らかとならない場合には、当該金額が確定した時点で市に報告をお願いします。市は、報告を受けた消費税等仕入控除税額に相当する額について、申請者に対し返還(減額)を求める場合がありますので、あらかじめご了承ください。

なお、仕入控除税額の有無については、P11のフローチャートをご確認ください。

【仕入控除税額のフローチャート】

はい

いいえ

消費税の確定申告の義務がない

簡易課税方式で申告している

公益法人等(一般社団法人、社会福祉法人、宗教法人等)で特定収入割合が5%を超えている

補助対象経費は人件費等の非課税仕入れのみである

補助対象経費を個別対応方式で非課税売上に要するものと申告している

補助対象経費は人件費等の非課税仕入れのみである

仕入控除税額なし

仕入控除税額あり

【対応方法①】 仕入控除税額を除いて交付申請(完了報告)を行う。

【対応方法②】 税額確定後に申請者から市へ報告し、返還の手続きを行う。

仕入控除税額の計算方法は申告方式等によって異なるため国税庁 HP などで確認しましょう



#### (4) 交付決定

提出された交付申請書等の内容を審査し、「交付決定通知書」により結果を通知します。必要に応じて現地確認などを行うため、決定通知の発出まで2週間程度かかる場合もあります。工事着手予定日を勘案のうえ、お時間に余裕をもって交付申請をしていただくようお願いします。

#### (5) 事業着手(分煙施設の設置・改修)

交付決定通知の受領後、工事に着手してください。**交付決定日より前に契約及び着工した場合、補助金を交付することができないためご注意ください。**

#### (6) 完了報告(工事の実績報告)

分煙施設の工事が終わり次第、完了報告を行ってください。

|      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 提出書類 | <ul style="list-style-type: none"><li><input type="checkbox"/> 補助事業完了報告書【様式第 13 号】</li><li><input type="checkbox"/> 事業実績書【様式第14号】</li><li><input type="checkbox"/> 収支決算書【様式第15号】</li><li><input type="checkbox"/> 分煙施設の工事又は改修に係る契約書の写し</li><li><input type="checkbox"/> 検査済証の写し(建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第7条の2第5項に規定する建築確認が必要な建築行為を伴う場合に限る。)</li><li><input type="checkbox"/> 経費の請求書又は領収書の写し</li><li><input type="checkbox"/> 分煙施設の完成写真</li><li><input type="checkbox"/> 消費税相当額の取り扱い確認書(完了報告時点)</li></ul> |
| 提出先  | 〒 商工労働部 経済企画課(〒020-8531 盛岡市若園町 2-18)<br>☎ 019-613-8389                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 提出方法 | 窓口または郵送                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| 提出期限 | <b>工事完了後 30 日以内または当該年度の3月 31 日までのいずれか早い日まで</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |

### (7) 補助金額の確定

提出された完了報告書等の内容を審査し、必要に応じて現地確認を行った上で、補助金額を確定し「補助金額確定通知書」により通知します。

### (8) 補助金の交付請求

「補助金額確定通知書」の受領後、補助金の交付請求を行ってください。

|      |                                                                                          |
|------|------------------------------------------------------------------------------------------|
| 提出書類 | <input type="checkbox"/> 補助金交付請求書【様式第 17 号】<br><input type="checkbox"/> 補助金の振込先が分かる書類の写し |
| 提出先  | 〒 商工労働部 経済企画課(〒020-8531 盛岡市若園町 2-18)<br>☎ 019-613-8389                                   |
| 提出方法 | 窓口または郵送                                                                                  |
| 提出期限 | <b>補助金額確定通知書を受領した日から起算して15日以内</b>                                                        |

### (9) 補助金の交付

提出された補助金交付請求書の内容を審査し、補助金を交付します。振り込み完了まで2～3週間程度要する場合がありますので予めご了承ください。

### ※ 事業を中止、廃止または分煙施設を処分する場合

この補助金は、供用開始から5年間運用していただくことを条件に交付決定を行いますので、5年以内に廃止する場合は、運用期間に応じて補助金の一部を返還していただく場合があります。

|      |                                                                                                           |
|------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 提出書類 | <input type="checkbox"/> 補助事業中止(廃止)承認申請書【様式第8号】<br><input type="checkbox"/> 補助事業による取得に係る財産処分承認申請書【様式第21号】 |
| 提出先  | 〒 商工労働部 経済企画課(〒020-8531 盛岡市若園町 2-18)<br>☎ 019-613-8389                                                    |
| 提出方法 | 窓口または郵送                                                                                                   |
| 提出期限 | <b>中止(廃止)または財産を処分しようとする日の15日前まで</b>                                                                       |

## 4 Q&A

### 【制度の目的・基本的な考え方】

#### Q この補助金の目的は

分煙施設の整備を促進することで望まない受動喫煙の防止につなげるとともに、盛岡の街の魅力向上や中心市街地の活性化を図ることを目的としています。

#### Q なぜ、今この制度が必要なのか

平成30年に改正された健康増進法により屋内での受動喫煙対策は進んでいる一方で、中心市街地では路上喫煙や歩きタバコによって物理的に受動喫煙が避けられない場面が発生しています。喫煙者を適切に誘導し、誰もが安心して健康で快適に過ごすことができる環境整備が必要です。

#### Q 「分煙」と「まちづくり」は関係あるのか

国内外から来盛者が訪れている中、喫煙をする人とならない人を適切に住み分ける環境を整えることは、来盛者の満足度や回遊性の向上につながり、中心市街地のにぎわい創出にも寄与するものと考えています。

#### Q 将来的にはどのような姿を目指すのか

分煙環境の整備と併せて、屋外での喫煙行動に一定のルールを定めるなどの対策を一体的に進めることで、誰もが安心して過ごせる環境の実現を目指します。

### 【共通事項】

#### Q 誰が申請できるのか

市内に住所や事業所を有し、対象区域内で分煙施設を整備する民間事業者や個人が対象です。ただし、市税滞納がないことなどの要件があります。

#### Q どのような施設が対象になるのか

厚生労働省が定める「屋外分煙施設の技術的留意事項」(平成30年11月9日付健発1109第6号厚生労働省健康局長通知)の具体例に沿って整備された開放型屋外分煙施設(パーティションなどの壁で囲まれ、かつ天井が開放されたもの。)のみが補助の対象となります。

#### Q どのような経費が対象になるのか

分煙施設の設置・改修に係る工事費、設計等の委託料、灰皿や防犯カメラなど必要な備品購入費などが対象です。

#### Q いくら補助されるのか

対象経費の2分の1で、補助額の上限は1件あたり250万円までです。

#### Q 他の補助金と併用できるか

同一の経費について、国や県の補助金と重複して補助を受けることはできません。

## 【設置場所に関すること】

### Q どのような場所に設置すればよいか

受動喫煙を防止する観点から、通行量や周辺環境を踏まえ、喫煙者を適切に誘導できる場所への設置が望ましいです。物理的に受動喫煙が避けられないような場所への設置は、原則として不可とします。

### Q 「屋外」の定義は

健康増進法の規制の対象となる施設の「屋内」とは、外気の流入が妨げられる場所として、屋根がある建物であって、かつ、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部とされており、これに該当しない場所については「屋外」として取り扱われます。

### Q 店舗の前や敷地の一部に設置することはできるか

設置しようとする場所が対象区域内にあり、受動喫煙を防止する観点から適切に配慮された位置・構造であれば設置可能ですが、周辺環境等を踏まえて総合的に判断します。

### Q 学校や病院の近くに設置することはできるか

制度上は可能です。ただし、健康増進法に規定する第一種施設(病院や学校など)の利用者は、受動喫煙による健康影響が特に大きいとされる者であることから、配置や構造について特に配慮が必要です。

### Q 自分の土地ではない場所に設置することはできるか

設置場所の所有者又は管理者の同意が必要です。交付申請の際、同意を得ていることを書面により確認します。

## 【対象経費に関すること】

### Q どこまでが「必要な範囲の経費」に該当するのか

分煙機能の確保に必要な構造や設備に係る経費や安全面の観点から必要と認められるものが対象です。単なる美観向上など、分煙施設の機能と直接関係のないものは対象外となります。詳しくは、P5 をご覧ください。

### Q ベンチや照明、屋根などは対象になるか

分煙機能の確保や安全面の観点から必要と認められる場合は対象となりますが、休憩スペースの充実など付加的な目的が主である場合は対象外となります。

### Q 既存施設の撤去費用は対象になるか

分煙施設の設置又は改修のために必要な撤去であれば対象となる場合がありますが、単独の撤去のみは対象外です。

### Q 維持管理費(清掃費・電気代など)は対象になるか

運用や維持管理に係る経費は対象外です。

### Q 消費税は対象経費になるか

消費税の申告義務がある課税事業者の場合は仕入控除税額を除いた額が補助対象となる場合があります。詳しくはP10 をご覧ください。

## Q 見積書に含まれていればすべて対象になるか

見積書に含まれていても、補助対象外の経費は除外されます。経費費用の内訳が分かるものが必要です。

## Q 工事の途中で経費が増えた場合、増額分も対象経費になるのか

原則として交付決定額の範囲内での補助となるため、経費の増額分を後から上乘せすることはできません。交付決定の内容から変更が生じた場合は「補助事業変更承認申請」が必要となりますので、事前に市へご相談ください。

### 【交付要件に関すること】

## Q 対象区域はどこか

「[第2期中心市街地活性化つながるまちづくりプラン](#)」に定める中心市街地です。

## Q 飲食業以外の事業者でも申請できるか

原則としてどの事業者でも申し込みは可能ですが、たばこの製造・卸売・輸入業者や、経営状況が著しく不健全と認められる者は対象外となります。

## Q 市税を滞納している場合でも申請できるか。

市税の滞納がある場合は、補助対象となりませんのでご注意ください。

### 【申請手続きに関すること】

## Q 事前申込と交付申請の違いは

事前申込は整備内容や設置場所をもとに市が審査・選定を行う手続であり、その後、対象者として決定された方のみが交付申請を行うことができます。

## Q いつまでに申請すればよいのか

事前申込の期限は、随時盛岡市ホームページ等でお知らせします。対象者決定後の交付申請の期限は、対象者へ個別にお知らせいたします。

## Q 図面、仕様書はどの程度の内容が必要か

設置場所や構造、寸法等が分かるものが必要です。配置図・平面図・立面図を基本とし、分煙施設の構造が確認できる内容としてください。

## Q 仕様書とはどのようなものか

使用する材料や構造、設備内容など、整備内容の詳細が分かる資料です。工事内容を具体的に確認できるものを提出してください。

## Q 見積書はどの程度の内容が必要か

経費の内訳が分かるものが必要です。補助対象経費と対象外経費を区別できるような記載としてください。総額のみ

記載された見積書はお受けいたしかねます。

## Q 土地や建物に関する書類はなぜ必要なのか

設置場所の権利関係を確認するためです。登記事項証明書や賃貸借契約書などにより、設置の権限があることを確認します。

## Q 借りている土地でも申請できるか

可能です。ただし、所有権限を有する方の工事着手同意書など、設置についての承諾を証する書類が必要です。また、本補助金は供用開始から5年間運用することを条件にしているため、設置後の運用について問題がないか確認のうえ申請してください。

## Q 書類に不備があった場合はどうなるのか

補正をお願いすることがありますが、不備の内容によっては受付できない、または審査に影響する場合があります。また、審査の過程で必要と判断した場合は、追加資料の提出をお願いすることがあります。

## Q 申請後に内容を変更できるか

可能ですが、事前に「補助事業変更承認申請」を行い市の承認を受ける必要があります。

## Q 年度内に工事が完了しない場合はどうなるのか

原則として当該年度内に事業を完了し、市に完了報告を行う必要がありますので、年度内に完了しない場合は補助金を交付することができなくなります。遅延が見込まれる場合は、速やかに市へ相談してください。

## 【運用・維持管理に関すること】

## Q 設置後の管理は誰が行うのか

分煙施設の設置者が責任をもって管理を行います。清掃、維持管理、安全確保等を適切に実施する必要があります。

## Q どの程度の清掃・維持管理が必要か

特段の定めはありませんが、吸い殻やごみの放置がないよう、定期的な清掃を行うとともに、設備の破損や不具合があれば速やかに対応願います。

## Q 利用料金を取ることは可能か

誰でも利用できるよう無料で開放することを補助要件としています。

## Q 利用時間に制限はあるか

一定時間以上の利用(概ね週5日以上かつ40時間程度)が確保されることが望ましく、周辺環境や利用状況を踏まえて適切に設定してください。

## Q 防犯対策は必要か

見通しの確保や照明、防犯カメラの設置など、誰もが安全に利用できる環境を整えることが求められます。

---

**Q 管理を第三者に委託してもよいか**

---

可能ですが、最終的な管理責任は設置者にあります。委託内容を明確にしたうえで適切に運用してください。

---

**Q 苦情があった場合はどう対応すればよいか**

---

設置者が責任をもって対応する必要があります。必要に応じて運用方法の見直しや改善措置を講じてください。

---

**Q 施設の利用ルール(掲示等)は必要か**

---

必要です。喫煙所以外での喫煙防止や適正利用のため、「20 歳未満立入禁止」「喫煙所以外での喫煙禁止」「ポイ捨て禁止」等のルールを明示してください。

---

**Q 満員時や混雑時の対応は必要か**

---

施設の収容能力を超える利用が想定される場合は、導線整理や注意喚起などにより周囲への影響を抑える対応が求められます。

## 5 関連様式

補助金の申請に必要な様式(申請者が記入するもの)は下記のとおりです。手続きごとに必要な様式はP8～をご覧ください。盛岡市ホームページにファイルを掲載するのでダウンロードのうえご記入願います。

### 事務取扱要領に定める様式【要領様式】

- ☐ 様式第1号 盛岡市分煙施設整備費補助金事前申込書
- ☐ 様式第4号 誓約書
- ☐ 様式第5-1号 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団の構成員と密接な関係を有する者に該当しない旨の誓約
- ☐ 様式第5-2号 役員の一覧表

### 盛岡市補助金交付指針に定める様式【共通様式】

- ☐ 様式第1号 補助金交付申請書
- ☐ 様式第2号 事業計画書
- ☐ 様式第3号 収支予算書
- ☐ 様式第6号 補助金申請取下書
- ☐ 様式第7号 補助事業変更承認申請書
- ☐ 様式第8号 補助事業中止(廃止)承認申請書
- ☐ 様式第13号 補助事業完了報告書
- ☐ 様式第14号 事業実績書
- ☐ 様式第15号 収支決算書
- ☐ 様式第17号 補助金交付請求書
- ☐ 様式第18号 補助金前金払請求書
- ☐ 様式第21号 財産処分承認申請書

### 消費税等仕入控除税額を確認するための書類

- ☐ 消費税相当額の取り扱い確認書(交付申請時点)
- ☐ 消費税相当額の取り扱い確認書(完了報告時点)

<参考>

■総務省 “所管法令＞通知・通達”『地方たばこ税の安定的な確保と望まない受動喫煙対策の推進のための分煙施設の整備促進について』 [https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000939971.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000939971.pdf)

■厚生労働省『なくそう！望まない受動喫煙』 <https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp/>

■厚生労働省 “受動喫煙防止対策助成金 職場の受動喫煙防止対策に関する各種支援事業(財政的支援)”『受動喫煙防止対策助成金の手引き』 <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000049868.html>

■厚生労働省『屋外分煙施設の技術的留意事項』  
[https://www.city.morioka.iwate.jp/res/projects/default\\_project/page/001/026/571/30119okugaibunnennsisetu.pdf](https://www.city.morioka.iwate.jp/res/projects/default_project/page/001/026/571/30119okugaibunnennsisetu.pdf)

■国税庁 “タックスアンサー”

『仕入税額控除の対象となるもの』 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6451.htm>

『仕入控除税額の計算方法』 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shohi/6401.htm>

【お問い合わせ先】

■補助制度、申請手続き等に関すること

📍 商工労働部 経済企画課(〒020-8531 盛岡市若園町 2-18)

☎ 019-613-8389

✉ [keizai@city.morioka.iwate.jp](mailto:keizai@city.morioka.iwate.jp)

■分煙施設の技術的要件、喫煙時のルールに関すること(健康増進法所管)

📍 盛岡市保健所 健康増進課(〒020-0884 盛岡市神明町 3-29)

☎ 019-603-8305

✉ [kenkozousin@city.morioka.iwate.jp](mailto:kenkozousin@city.morioka.iwate.jp)